

○観音寺市就学援助費支給要綱

平成17年10月11日教育委員会告示第3号

改正

平成19年12月26日教委告示第5号

平成27年12月22日教委告示第7号

観音寺市就学援助費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び第49条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。）に対して、必要な援助を与えることとし、もって公立小学校及び公立中学校（以下「公立小中学校」という。）における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(就学援助費の支給)

第2条 前条の目的を達成するため、次条に定める者に対し、予算の範囲内において就学援助費を支給する。

2 就学援助費の支給の対象となる費目及び額は、別表に定めるとおりとする。

(支給対象者)

第3条 就学援助費の支給を受けることができる者は、観音寺市に住所を有し公立小中学校に在学する児童生徒の保護者又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条に規定する区域外就学により観音寺市立学校条例（平成17年観音寺市条例第169号）第1条に規定する小学校及び中学校（以下「市立小中学校」という。）に在学する児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）又は要保護者に準ずる程度に困窮している者のうち次条に該当する者（以下「準要保護者」という。）で、観音寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が支給を必要と認めたものとする。

(準要保護者の認定基準)

第4条 準要保護者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ア 生活保護法の規定に基づく保護の停止又は廃止
- イ 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく個人の事業税の減免、市町村民税の非課税、減免又は固定資産税の減免
- ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定に基づく国民年金の掛金の免除
- エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定に基づく保険税の減免又は徴収の猶予
- オ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定に基づく児童扶養手当の支給
- カ 生活福祉資金貸付金による貸付け

(2) 前号に該当しない者で、児童生徒と生計を一にする世帯の前年所得額が、文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等に基づいて算定した年額の1.3倍未満の者

(3) その他教育委員会が特に支給を必要と認めた者

(申請)

第5条 就学援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就学援助費受給申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に当該申請理由を証明する書類及び児童生徒の居住する地区の民生児童委員又は福祉事務所長の所見を付けて当該児童生徒の就学する学校の校長（以下「校長」という。）を経由して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、要保護者（新たに小学校に入学する児童の保護者は除く。）は、民生児童委員又は福祉事務所長の所見を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該申請理由を証明する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(認定)

第6条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、就学援助費の支給について認定するものとする。

2 教育委員会は、前項の認定をしたときは、その審査結果を校長を経由して申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の認定に当たり、申請者の世帯の収入、家族等について調査する必要があるときは、申請者の承諾を得て地方税法の規定に基づく課税台帳、住民票等

の公簿を閲覧することによりこれを行うものとする。

(年度途中の支給開始時期)

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定に係る者の認定をしたときは、要保護者については生活保護を開始した日から、準要保護者については認定した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から就学援助費を支給するものとし、要保護者から準要保護者に変更となったときは生活保護廃止の日から支給するものとする。

(支給方法)

第8条 就学援助費の支給方法は、次のとおりとする。ただし、実費支給の医療費及び学校給食費については、直接関係機関に支払うことができるものとする。

- (1) 現物給付 申請者から就学援助費の請求及び受領の委任を受けた校長が、新入学児童生徒学用品費を除き現物で給付するものをいう。
- (2) 校長委任払い 申請者から就学援助費の請求及び受領の委任を受けた校長に支払うものをいう。
- (3) 直接口座振込 申請者から就学援助費の請求及び受領の委任を受けた校長が申請者名義の預金口座への振り込みの届出を教育委員会に提出したときは、教育委員会が、直接その預金口座に振り込むことにより行うものをいう。

(支給方法の変更)

第9条 教育委員会が必要と認めるときは、支給方法を変更できるものとする。

(届出)

第10条 就学援助費を受給している者(以下「受給者」という。)は、就学援助の認定要件に変更があったときは、直ちに、その旨を校長を通じて教育委員会に届出しなければならない。

(目的外使用禁止)

第11条 受給者は、就学援助費をその支給を受けた目的以外に使用してはならない。

(認定の取消し)

第12条 教育委員会は、受給者が前条の規定に違反したとき、援助を必要としなくなったとき、又は虚偽その他不正の申請をしたときは、その認定を取り消すことができる。

(返還)

第13条 教育委員会は、前条の規定により認定を取り消したときは、既に支給した就学援助費を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事務処理については、要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領（昭和39年2月3日文部省文財第21号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成19年12月26日教委告示第5号）

この要綱は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成27年12月22日教委告示第7号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されているこの要綱による改正前の観音寺市就学援助費支給要綱の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の観音寺市就学援助費支給要綱の様式によるものとみなす。

別表（第2条関係）

費目	支給金額	支給対象者
1 学用品費	文部科学省の通知に基づく要 保護単価の額	準要保護者
2 通学用品費		
3 新入学児童生徒学用品費		
4 通学費		
5 学校給食費		
6 校外活動費（宿泊を伴わない）		

もの)		
7 校外活動費(宿泊を伴うもの)		
8 修学旅行費		要保護者 準要保護者
9 医療費		要保護者
<p>① 区域外就学により観音寺市から他市町村の公立小中学校に在学する児童生徒の保護者に対しては、上記品目のうち学用品費等(学校給食費及び医療費を除く品目)を対象とする。</p> <p>② 区域外就学により他市町村から市立小中学校に在学する児童生徒の保護者に対しては、上記品目のうち学校給食費及び医療費を対象とする。</p>		

別記様式(第5条関係)